付属統計表

目 次

第1表-1	人口動態総覧の年次推移137
第1表-2	人口動態総覧(率)の年次推移138
第2表	15歳以上人口の年齢階級別にみた配偶関係別割合の推移(昭和55年~平成12年) …139
第3表	衆参両議院における女性議員数の推移140
第4表	主要国の女性議員141
第5表	国の審議会等における女性の参画状況142
第6表	地方議会における女性議員数の推移143
第7表	進学率の推移144
第8表	学歴別新規学卒就職者数, 構成比及び就職率の推移145
第9表	就業状態,主な活動状態別人口146
第10表	年齢階級別労働力人口及び労働力率
第11表	無業者の希望する仕事の形態別就業希望者数及び構成比の推移148
第12表	男女,ふだんの就業状態,年齢階級,行動の種類別総平均時間(週全体)149
第13表	主要国の労働力率150
第14表 - 1	国家公務員指定職及び行政職 (一) 9級以上の女性151
第14表 - 2	一般職の国家公務員の級別在職者数(行政職 (一))152

年次1)	出生数	死亡数	自然増加数	乳児死亡数	新生児死亡数		死産数 2)		周 産 期	婚姻件数	離婚件数	年 次
一年次 "	山土数	70 L 数	日然培加数	北冗光上数	利土冗光し数	総 数	自 然	人 エ	死亡数3)	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	解 省 計 数	一
昭和22年	2,678,792	1,138,238	1,540,554	205,360	84,204	123,837	• • •	• • •	• • •	934,170	79,551	昭和22年
23	2,681,624	950,610	1,731,014	165,406	73,855	143,963	*104,325	*31,055	• • •	953,999	79,032	23
24	2,696,638	945,444	1,751,194	168,467	72,432	192,677	*114,161	*75,585	• • •	842,170	82,575	24
25	2,337,507	904,876	1,432,631	140,515	64,142	216,974	106,594	110,380	• • •	715,081	83,689	25
30	1,730,692	693,523	1,037,169	68,801	38,646	183,265	85,159	98,106	• • •	714,861	75,267	30
35	1,606,041	706,599	899,442	49,293	27,362	179,281	93,424	85,857	• • •	866,115	69,410	35
40	1,823,697	700,438	1,123,259	33,742	21,260	161,617	94,476	67,141	• • •	954,852	77,195	40
45	1,934,239	712,962	1,221,277	25,412	16,742	135,095	84,073	51,022	• • •	1,029,405	95,937	45
50	1,901,440	702,275	1,199,165	19,103	12,912	101,862	67,643	34,219	• • •	941,628	119,135	50
55	1,576,889	722,801	854,088	11,841	7,796	77,446	47,651	29,795	32,422	774,702	141,689	55
60	1,431,577	752,283	679,294	7,899	4,910	69,009	33,114	35,895	22,379	735,850	166,640	60
61	1,382,946	750,620	632,326	7,251	4,296	65,678	31,050	34,628	20,389	710,962	166,054	61
62	1,346,658	751,172	595,486	6,711	3,933	63,834	29,956	33,878	18,699	696,173	158,227	62
63	1,314,006	793,014	520,992	6,265	3,592	59,636	26,804	32,832	16,839	707,716	153,600	63
平成元	1,246,802	788,594	458,208	5,724	3,214	55,204	24,558	30,646	15,183	708,316	157,811	平成元
2	1,221,585	820,305	401,280	5,616	3,179	53,892	23,383	30,509	13,704	722,138	157,608	2
3	1,223,245	829,797	393,448	5,418	2,978	50,510	22,317	28,193	10,426	742,264	168,969	3
4	1,208,989	856,643	352,346	5,477	2,905	48,896	21,689	27,207	9,888	754,441	179,191	4
5	1,188,282	878,532	309,750	5,169	2,765	45,090	20,205	24,885	9,226	792,658	188,297	5
6	1,238,328	875,933	362,395	5,261	2,889	42,962	19,754	23,208	9,286	782,738	195,106	6
7	1,187,064	922,139	264,925	5,054	2,615	39,403	18,262	21,141	8,412	791,888	199,016	7
8	1,206,555	896,211	310,344	4,546	2,438	39,536	18,329	21,207	8,080	795,080	206,955	8
9	1,191,665	913,402	278,263	4,403	2,307	39,546	17,453	22,093	7,624	775,651	222,635	9
10	1,203,147	936,484	266,663	4,380	2,353	38,988	16,936	22,052	7,447	784,595	243,183	10
11	1,177,669	982,031	195,638	4,010	2,137	38,452	16,711	21,741	7,102	762,028	250,529	11
12	1,190,547	961,653	228,894	3,830	2,106	38,393	16,200	22,193	6,881	798,138	264,246	12
13	1,170,662	970,331	200,331	3,599	1,909	37,467	15,704	21,763	6,476	799,999	285,911	13

(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」による。

- 2. 1) 昭和45年以前は沖縄県を含まない。
- 3. 2) 昭和23年、24年の総数には自然・人工の不詳を含む。なお、*印は概数である。
- 4. 3) 妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。昭和50年以前が未記入になっているのは、算出するためのデータが存在しないことによる。

第1表-2 人口動態総覧(率)の年次推移

(T.\frac{1}{2})	出生率	死亡率	自然増加率	乳児死亡率	新生児死亡率		死産率(出産	全 2) 千対)	周産期死亡率	婚姻率	離婚率
年次1)		(人口千対)		(出生	千対)	総 数	自 然	人 エ	(出産3)千対)	(人口	千対)
昭和22年	34.3	14.6	19.7	76.7	31.4	44.2			• • • •	12.0	1.02
23	33.5	11.9	21.6	61.7	27.5	50.9	*36.9	*10.9	• • • •	11.9	0.99
24	33.0	11.6	21.4	62.5	26.9	66.7	*39.1	*25.9	• • • •	10.3	1.01
25	28.1	10.9	17.2	60.1	27.4	84.9	41.7	43.2	• • • •	8.6	1.01
30	19.4	7.8	11.6	39.8	22.3	95.8	44.5	51.3		8.0	0.84
35	17.2	7.6	9.6	30.7	17.0	100.4	52.3	48.1	•••	9.3	0.74
40	18.6	7.1	11.4	18.5	11.7	81.4	47.6	33.8		9.7	0.79
45	18.8	6.9	11.8	13.1	8.7	65.3	40.6	24.7	• • •	10.0	0.93
50	17.1	6.3	10.8	10.0	6.8	50.8	33.8	17.1	• • • •	8.5	1.07
55	13.6	6.2	7.3	7.5	4.9	46.8	28.8	18.0	20.2	6.7	1.22
60	11.9	6.3	5.6	5.5	3.4	46.0	22.1	23.9	15.4	6.1	1.39
61	11.4	6.2	5.2	5.2	3.1	45.3	21.4	23.9	14.6	5.9	1.37
62	11.1	6.2	4.9	5.0	2.9	45.3	21.2	24.0	13.7	5.7	1.30
63	10.8	6.5	4.3	4.8	2.7	43.4	19.5	23.9	12.7	5.8	1.26
平成元	10.2	6.4	3.7	4.6	2.6	42.4	18.9	23.5	12.1	5.8	1.29
2	10.0	6.7	3.3	4.6	2.6	42.3	18.3	23.9	11.1	5.9	1.28
3	9.9	6.7	3.2	4.4	2.4	39.7	17.5	22.1	8.5	6.0	1.37
4	9.8	6.9	2.9	4.5	2.4	38.9	17.2	21.6	8.1	6.1	1.45
5	9.6	7.1	2.5	4.3	2.3	36.6	16.4	20.2	7.7	6.4	1.52
6	10.0	7.1	2.9	4.2	2.3	33.5	15.4	18.1	7.5	6.3	1.57
7	9.6	7.4	2.1	4.3	2.2	32.1	14.9	17.2	7.0	6.4	1.60
8	9.7	7.2	2.5	3.8	2.0	31.7	14.7	17.0	6.7	6.4	1.66
9	9.5	7.3	2.2	3.7	1.9	32.1	14.2	17.9	6.4	6.2	1.78
10	9.6	7.5	2.1	3.6	2.0	31.4	13.6	17.8	6.2	6.3	1.94
11	9.4	7.8	1.6	3.4	1.8	31.6	13.7	17.9	6.0	6.1	2.00
12	9.5	7.7	1.8	3.2	1.8	31.2	13.2	18.1	5.8	6.4	2.10
13	9.3	7.7	1.6	3.1	1.6	31.0	13.0	18.0	5.5	6.4	2.27

4.32 3.65 2.37 2.00 2.14 2.13 1.91 1.75 1.76 1.72 1.69 1.66 1.57 1.54 1.53 1.50 1.46 1.50 1.42 1.43 1.39 1.38 1.34 1.36 1.33

合計特殊 出生率4) 4.54 4.40

- (備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」による。
 - 2. 1) 昭和45年以前は沖縄県を含まない。
 - 3. 2) 出生に死産を加えたものである。なお、*印は概数である。
 - 4.3) 出生に妊娠満22週以後の死産を加えたものである。昭和50年以前が未記入になっているのは、算出するためのデータが存在しないことによる。
 - 5. 4) 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子 ども数に相当する。

第2表 15歳以上人口の年齢階級別にみた配偶関係別割合の推移(昭和55年~平成12年)

(単位:%)

			未婚					有配偶					死 別					離 別		
男女,年齢	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
女	20.9	21.7	23.4	24.0	23.7	64.0	62.5	60.4	59.1	58.2	12.4	12.7	12.3	12.7	13.0	2.5	3.0	3.2	3.7	4.4
15~19歳	99.0	98.9	98.2	98.9	99.1	0.9	0.9	0.7	0.6	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20~24	77.7	81.4	85.0	86.4	87.9	21.9	17.9	13.5	12.6	11.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.4	0.4	0.5	0.7
25~29	24.0	30.6	40.2	48.0	54.0	74.5	67.7	57.5	49.6	43.5	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	1.3	1.5	1.6	1.8	2.4
30~34	9.1	10.4	13.9	19.7	26.6	88.0	86.1	82.7	76.4	68.9	0.5	0.4	0.3	0.3	0.2	2.4	3.0	2.9	3.4	4.2
35~39	5.5	6.6	7.5	10.0	13.8	90.2	88.3	87.3	84.7	79.2	1.2	0.9	0.7	0.6	0.5	3.0	4.1	4.2	4.4	5.6
40~44	4.4	4.9	5.8	6.7	8.6	89.5	88.4	87.1	86.1	83.3	2.6	2.1	1.6	1.3	1.2	3.4	4.6	5.2	5.6	6.3
45~49	4.4	4.3	4.6	5.6	6.3	86.8	86.9	86.4	85.0	83.7	5.0	4.3	3.4	2.6	2.3	3.6	4.5	5.3	6.4	7.0
50~54	4.4	4.4	4.1	4.5	5.3	82.3	83.6	84.2	83.8	82.4	9.0	7.6	6.5	5.3	4.2	4.1	4.3	4.8	6.0	7.3
55~59	3.5	4.4	4.2	4.1	4.3	74.9	78.1	79.9	80.6	80.3	17.1	13.1	11.1	9.8	8.1	4.2	4.4	4.3	5.1	6.4
60~64	2.4	3.5	4.2	4.1	3.8	63.5	68.6	73.0	74.7	75.7	30.2	23.6	18.1	16.4	14.3	3.5	4.2	4.2	4.3	5.2
65~69	1.7	2.4	3.4	4.2	3.9	51.3	54.8	61.0	65.6	67.8	43.6	39.3	31.0	25.7	23.0	2.8	3.4	3.9	4.0	4.3
70~74	1.3	1.7	2.3	3.4	4.0	38.1	40.5	45.1	50.7	56.1	57.5	55.1	48.6	41.8	34.9	2.2	2.6	3.1	3.7	3.9
75~79	1.0	1.3	1.7	2.3	3.2	24.0	26.3	29.8	33.0	38.7	72.1	70.2	64.9	61.3	53.0	1.9	2.0	2.4	2.8	3.4
80~84	0.8	1.0	1.3	1.7	2.2	12.7	13.8	16.4	18.3	21.5	83.6	83.3	78.8	77.1	71.5	1.7	1.6	2.0	2.1	2.6
85歳以上	0.7	0.8	1.0	1.4	1.6	4.9	5.2	6.1	6.5	7.7	91.5	92.2	89.4	89.6	86.0	1.6	1.4	1.7	1.6	1.9
(再掲)																				
65歳以上	1.3	1.7	2.3	3.0	3.3	35.4	36.6	40.1	43.1	45.5	60.1	59.0	53.6	50.1	46.1	2.3	2.5	3.0	3.2	3.5
男	28.5	29.6	31.2	32.1	31.8	67.6	66.2	63.8	62.6	61.8	2.4	2.4	2.4	2.5	2.7	1.2	1.6	1.8	2.2	2.7
15~19歳	99.6	99.4	98.5	99.2	99.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20~24	91.5	92.1	92.2	92.6	92.9	8.1	7.4	6.2	6.5	6.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
25~29	55.1	60.4	64.4	66.9	69.3	44.1	38.7	33.9	31.6	29.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.6	0.6	0.8	1.0
30~34	21.5	28.1	32.6	37.3	42.9	77.0	70.2	65.2	60.4	54.9	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	1.2	1.4	1.4	1.6	2.0
35~39	8.5	14.2	19.0	22.6	25.7	89.4	83.2	78.1	74.3	69.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	1.7	2.2	2.2	2.4	3.0
40~44	4.7	7.4	11.7	16.4	18.4	92.7	89.2	84.3	79.4	76.1	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	1.9	2.7	3.0	3.2	3.6
45~49	3.1	4.7	6.7	11.2	14.6	93.8	91.5	88.5	83.4	78.8	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	2.0	2.8	3.4	4.0	4.3
50~54	2.1	3.1	4.3	6.7	10.1	94.3	92.6	90.4	87.0	82.2	1.6	1.5	1.5	1.4	1.2	1.9	2.7	3.3	4.2	4.9
55~59	1.5	2.1	2.9	4.3	6.0	93.8	93.0	91.3	88.8	85.6	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2	1.7	2.2	2.8	3.7	4.7
60~64	1.2	1.6	2.0	2.9	3.8	92.5	92.2	91.4	89.5	87.2	4.6	4.3	4.0	3.8	3.5	1.6	1.9	2.2	3.0	4.0
65~69	0.9	1.2	1.4	1.9	2.5	89.5	90.3	90.2	89.1	87.4	8.0	6.8	6.3	6.0	5.6	1.4	1.6	1.8	2.2	3.1
70~74	0.8	0.9	1.0	1.4	1.7	83.7	86.0	87.4	87.3	86.1	14.0	11.6	9.8	9.4	8.7	1.3	1.4	1.4	1.7	2.1
75~79	0.7	0.8	0.8	1.0	1.2	74.4	78.3	81.4	83.2	82.4	23.4	19.6	16.0	14.2	13.3	1.2	1.2	1.3	1.3	1.5
80~84	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9	62.0	66.3	71.2	74.8	76.3	35.8	31.8	26.3	23.0	19.8	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2
85歳以上	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	44.2	47.8	52.3	56.4	59.5	53.4	50.4	45.1	41.4	36.3	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0
(再掲) 65歳以上	0.8	0.9	1.1	1.4	1.7	80.6	82.0	83.3	84.0	83.1	17.0	15.6	13.7	12.4	11.4	1.3	1.4	1.5	1.7	2.2

(備考) 総務省「国勢調査」による。

第3表 衆参両議院における女性議員数の推移

		国会議員			冷議院議員	į		参議院議員	į
	4/\ */-	女性議	女性議員	۷\\ * ۲	女性議	女性議員	4/\ * -	女性議	女性議員
	総数	員数	の割合	総数	員数	の割合	総 数	員数	の割合
昭和25年11月	699 人	24 人	3.4 %	449 人	12 人	2.7 %	250 人	12 人	4.8 %
30年 5 月	716	23	3.2	466	8	1.7	250	15	6.0
35年 9 月	698	24	3.4	451	11	2.4	247	13	5.3
40年12月	704	24	3.4	454	7	1.5	250	17	6.8
45年 1 月	733	21	2.9	486	8	1.6	247	13	5.3
50年10月	726	25	3.4	475	7	1.5	251	18	7.2
55年7月	762	26	3.4	511	9	1.8	251	17	6.8
56年11月	754	25	3.3	506	9	1.8	248	16	6.5
58年8月	746	27	3.6	497	9	1.8	249	18	7.2
58年12月	759	26	3.4	511	8	1.6	248	18	7.3
59年 9 月	757	27	3.6	508	8	1.6	249	19	7.6
61年1月	750	27	3.6	502	8	1.6	248	19	7.7
61年7月	763	29	3.8	512	7	1.4	251	22	8.8
62年 3 月	760	29	3.8	509	7	1.4	251	22	8.8
63年 3 月	757	29	3.8	506	7	1.4	251	22	8.8
平成元年2月	752	29	3.9	500	7	1.4	252	22	8.7
元年7月	749	40	5.3	497	7	1.4	252	33	13.1
2年2月	763	45	5.9	512	12	2.3	251	33	13.1
4年3月	751	46	6.1	502	12	2.4	249	34	13.7
4年7月	752	49	6.5	500	12	2.4	252	37	14.7
5年3月	749	49	6.5	497	12	2.4	252	37	14.7
6年3月	761	52	6.8	509	14	2.8	252	38	15.1
7年3月	753	51	6.8	503	13	2.6	250	38	15.2
8年3月	746	48	6.4	494	12	2.4	252	36	14.3
9年3月	752	57	7.6	500	23	4.6	252	34	13.5
10年3月	750	60	8.0	499	24	4.8	251	36	14.3
11年3月	750	68	9.1	498	25	5.0	252	43	17.1
12年 3 月	751	68	9.1	499	25	5.0	252	43	17.1
13年 3 月	731	79	10.8	480	36	7.5	251	43	17.1
14年 3 月	725	74	10.2	479	36	7.5	246	38	15.4
15年3月	723	72	10.0	477	34	7.1	246	38	15.4

(備考) 衆議院・参議院各事務局資料による。

第4表 主要国の女性議員

			国会	議員		
国 名		上 院		-	下院又は一院制	IJ
	総数	女性数	女性の割合	総数	女性数	女性の割合
アメリカ	100人	13人	13.0 %	435人	62人	14.3 %
アルゼンチン	72	24	33.3	257	79	30.7
イギリス	713	117	16.4	659	118	17.9
イタリア	321	26	8.1	618	71	11.5
インド	242	25	10.3	543	48	8.8
インドネシア	_	_	_	500	40	8.0
ヴィエトナム	_	_	_	498	136	27.3
オーストラリア	76	22	28.9	150	38	25.3
オーストリア	62	13	21.0	183	62	33.9
オランダ	75	20	26.7	150	55	36.7
カナダ	105	34	32.4	301	62	20.6
韓国	_	_	_	273	16	5.9
ケニア	_	_	_	224	16	7.1
シリア・アラブ共和国	_	_	_	250	30	12.0
シンガポール	_	_	_	85	10	11.8
スイス	46	9	19.6	200	46	23.0
スウェーデン	_	_	_	349	158	45.3
スペイン	259	63	24.3	350	99	28.3
スリ・ランカ	_	_	_	225	10	4.4
タイ	200	21	10.5	500	46	9.2
中国	_	_	_	2,984	650	21.8
デンマーク	_	_	_	179	68	38.0
ニュージーランド	_	_	_	120	34	28.3
ノールウェー	_	_	_	165	60	36.4
フィンランド	_	_	_	200	75	37.5
フランス	321	35	10.9	574	70	12.2
ブラジル	81	10	12.3	513	44	8.6
ポルトガル	_	_	_	230	44	19.1
マレイシア	69	18	26.1	193	20	10.4
南アフリカ	89	17	31.5	399	119	29.8
メキシコ	128	20	15.6	500	80	16.0
ロシア	178	6	3.4	449	34	7.6

(備考) 2003年 3 月28日の調査時点で直近の選挙後の数値(列国議員連盟調べ)

第5表 国の審議会等における女性の参画状況

調査時点	審議会総数	女性委員を含 む審議会数	女性委員を 含む審議会 の比率(%)	委員総数	女性委員数	女性委員の 比率(%)
昭和50年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	2.4
51年6月30日	236	73	30.9	5,555	146	2.6
52年4月1日	231	77	33.3	5,468	151	2.8
53年6月1日	208	87	41.8	4,826	171	3.5
54年6月20日	199	91	45.7	4,537	183	4.0
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1
56年6月1日	201	100	49.8	4,608	197	4.3
57年6月1日	201	100	49.8	4,632	200	4.3
58年6月1日	201	108	53.7	4,575	222	4.9
59年6月1日	204	112	54.9	4,642	242	5.2
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5
62年3月31日	204	121	59.3	4,662	295	6.3
63年3月31日	203	123	60.6	4,509	297	6.6
平成元年3月31日	203	121	59.6	4,511	304	6.7
2年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	7.9
3年3月31日	203	154	75.9	4,434	398	9.0
4年3月31日	200	156	78.0	4,497	432	9.6
5年3月31日	203	164	80.8	4,560	472	10.4
6年3月31日	200	163	81.5	4,478	507	11.3
7年3月31日	203	174	85.7	4,496	589	13.1
8年3月31日	205	181	88.3	4,511	699	15.5
9年3月31日	209	190	90.9	4,532	751	16.6
10年3月31日	206	190	92.2	4,441	782	17.6
10年 9 月30日	203	187	92.1	4,375	799	18.3
11年3月31日	202	189	93.6	4,354	812	18.6
11年9月30日	198	187	94.4	4,246	842	19.8
12年 3 月31日	199	188	94.5	4,201	857	20.4
12年 9 月30日	197	186	94.4	3,985	831	20.9
13年 3 月31日	95	90	94.7	1,642	405	24.7
13年 9 月30日	98	94	95.9	1,717	424	24.7
14年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	25.0

(備考)

^{1.} 内閣府資料による。 2. 国家行政組織法第8条及び内閣府設置法第37条に基づく国の審議会等(停止中,人選中のもの及び地 方支分部局に置かれているものを除く)を対象に調査。

第6表 地方議会における女性議員数の推移

	都	道府県議	会		市議会		政令	指定都市	議会		町村議会	:	4	寺別区議会	会		合計	
	総数	女性議 員数	女性議員 の割合	総数	女性議 員数	女性議員 の割合	総数	女性議 員数	女性議員 の割合	総数	女性議 員数	女性議員 の割合	総数	女性議 員数	女性議員 の割合	総数	女性議 員数	女性議員 の割合
	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
昭和51年12月	2,807	35	1.2	20,062	397	2.0	_	_	_	48,010	232	0.5	1,073	71	6.6	71,952	735	1.0
55年12月	2,833	34	1.2	20,080	441	2.2	_	_	_	47,221	274	0.6	1,073	73	6.8	71,207	822	1.2
56年12月	2,825	33	1.2	20,067	456	2.3	_	_	_	46,874	296	0.6	1,045	73	7.0	70,811	858	1.2
57年12月	2,792	34	1.2	20,014	466	2.3	_	_	_	46,482	296	0.6	1,034	73	7.1	70,322	869	1.2
58年12月	2,883	36	1.2	20,000	576	2.9	_	_	_	46,195	339	0.7	1,072	80	7.5	70,150	1,031	1.5
59年12月	2,871	35	1.2	19,888	586	2.9	_	_	_	45,760	377	0.8	1,059	80	7.6	69,578	1,078	1.5
60年12月	2,857	38	1.3	19,729	601	3.0	_	_	_	45,293	390	0.9	1,032	73	7.1	68,911	1,102	1.6
61年12月	2,811	39	1.4	19,599	632	3.2	_	_	_	44,827	404	0.9	1,029	79	7.7	68,266	1,154	1.7
62年12月	2,895	64	2.2	19,431	768	4.0	_	_	_	43,923	522	1.2	1,050	93	8.9	67,299	1,447	2.2
63年12月	2,874	67	2.3	19,358	784	4.1	_	_	_	43,486	536	1.2	1,041	93	8.9	66,759	1,480	2.2
平成元年12月	2,844	75	2.6	19,241	817	4.2	_	_	_	43,113	579	1.3	1,028	91	8.9	66,226	1,562	2.4
2 年12月	2,798	72	2.6	19,070	862	4.5	_	_	_	42,728	608	1.4	1,020	91	8.9	65,616	1,633	2.5
3 年12月	2,921	82	2.8	19,313	1,082	5.6	_	_	_	42,528	817	1.9	1,027	121	11.8	65,789	2,102	3.2
4 年12月	2,896	82	2.8	19,252	1,111	5.8	846	67	7.9	42,188	844	2.0	1,024	121	11.8	65,360	2,158	3.3
5 年12月	2,839	73	2.6	19,130	1,134	5.9	841	67	8.0	41,944	910	2.2	1,004	121	12.1	64,917	2,238	3.4
6 年12月	2,812	76	2.7	19,008	1,158	6.1	839	67	8.0	41,618	923	2.2	990	122	12.3	64,428	2,279	3.5
7 年12月	2,927	92	3.1	19,050	1,392	7.3	848	89	10.5	41,653	1,128	2.7	1,012	145	14.3	64,642	2,757	4.3
8 年12月	2,876	94	3.3	19,071	1,412	7.4	844	90	10.7	41,306	1,198	2.9	1,007	145	14.4	64,260	2,849	4.4
9 年12月	2,872	99	3.4	18,965	1,439	7.6	838	92	11.0	40,977	1,275	3.1	993	141	14.2	63,807	2,954	4.6
10年12月	2,837	99	3.5	18,755	1,491	7.9	834	92	11.0	40,559	1,339	3.3	989	141	14.3	63,140	3,070	4.9
11年12月	2,898	158	5.5	18,550	1,821	9.8	843	119	14.1	40,076	1,702	4.2	972	191	19.7	62,496	3,872	6.2
12年12月	2,888	159	5.5	18,379	1,855	10.1	837	120	14.3	39,707	1,777	4.5	967	191	19.8	61,941	3,982	6.4
13年12月	2,859	163	5.7	18,346	1,925	10.5	834	125	15.0	39,205	1,871	4.8	941	188	20.0	61,351	4,147	6.8
14年12月	2,827	165	5.8	18,331	1,976	10.8	834	124	14.9	38,694	1,901	4.9	936	189	20.2	60,788	4,231	7.0

(備考) 総務省自治行政局選挙部資料による。ただし、政令指定都市については全国市議会議長会資料による。

第7表 進学率の推移

(単位:%)

	高等学	校等への記		大学(学部)への	進学率	短期大学	(本科)へ	の進学率
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
昭和40年	70.7	69.6	71.7	12.8	4.6	20.7	4.1	6.7	1.7
45	82.1	82.7	81.6	17.1	6.5	27.3	6.5	11.2	2.0
50	91.9	93.0	91.0	27.2	12.7	41.0	11.2	20.2	2.6
55	94.2	95.4	93.1	26.1	12.3	39.3	11.3	21.0	2.0
60	93.8	94.9	92.8	26.5	13.7	38.6	11.1	20.8	2.0
平成 2	94.4	95.6	93.2	24.6	15.2	33.4	11.7	22.2	1.7
3	94.6	95.8	93.5	25.5	16.1	34.5	12.2	23.1	1.8
4	95.0	96.2	93.9	26.4	17.3	35.2	12.4	23.5	1.8
5	95.3	96.5	94.2	28.0	19.0	36.6	12.9	24.4	1.9
6	95.7	96.8	94.6	30.1	21.0	38.9	13.2	24.9	2.0
7	95.8	97.0	94.7	32.1	22.9	40.7	13.1	24.6	2.1
8	95.9	97.1	94.8	33.4	24.6	41.9	12.7	23.7	2.3
9	95.9	97.0	94.8	34.9	26.0	43.4	12.4	22.9	2.3
10	95.9	97.0	94.8	36.4	27.5	44.9	11.8	21.9	2.2
11	95.8	96.9	94.8	38.2	29.4	46.5	10.9	20.2	2.1
12	95.9	96.8	95.0	39.7	31.5	47.5	9.4	17.2	1.9
13	95.8	96.7	95.0	39.9	32.7	46.9	8.6	15.8	1.8
14	95.8	96.5	95.2	40.5	33.8	47.0	8.1	14.7	1.8

(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」による。

 2. 高等学校等への進学者数
 市学校等への進学者数

 2. 高等学校等への進学者数
 中学校卒業者数

ただし、進学者には、高等学校の通信制課程への進学者は含まない。

3. 大学学部, 短期大学本科への進学率 = $\frac{$ 大学学部, 短期大学本科への入学者数 $}{3$ 年前の中学校卒業者数 $}$ \times 100 ただし, 入学者には, 通信制課程への入学者は含まない。

第8表 学歴別新規学卒就職者数,構成比及び就職率の推移

		区分	計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大学卒
		昭和40年	696,849	300,943	354,024	24,354	17,528
		45	649,319	130,967	420,727	68,435	29,190
		50	499,085	45,989	319,338	91,321	42,437
		55	526,617	27,373	319,108	118,578	61,558
	女	60	524,874	26,925	299,311	131,748	66,890
		平成 2	597,155	17,365	320,592	170,306	88,892
就		7	446,068	6,874	186,990	150,926	101,278
職		14	304,140	3,284	99,251	73,124	128,481
者		14	(304,141)	(3,284)	(99,252)	75,124	120,401
就職者数		昭和40年	799,109	323,788	346,237	11,193	117,891
		45	707,630	140,299	395,989	12,305	159,037
人		50	522,333	47,995	272,099	11,993	190,246
\sim							
	ь	55	554,778	40,044	280,585	10,578	223,571
	男	60	538,778	43,602	264,601	9,122	221,453
		平成 2	585,446	37,457	301,738	10,923	235,328
		7	478,941	18,120	220,924	10,164	229,733
		14	323,126	9,016	125,441	5,655	183,014
		777 10 A	(323,127)	(9,016)	(125,442)	0.5	0.5
		昭和40年	100.0	43.2	50.8	3.5	2.5
		45	100.0	20.2	64.8	10.5	4.5
		50	100.0	9.2	64.0	18.3	8.5
	١,	55	100.0	5.2	60.6	22.5	11.7
	女	60	100.0	5.1	57.0	25.1	12.7
		平成 2	100.0	2.9	53.7	28.5	14.9
構		7	100.0	1.5	41.9	33.8	22.7
成		14	100.0	1.1	32.6	24.0	42.2
構成比			(100.0)	(1.1)	(32.6)		
		昭和40年	100.0	40.5	43.3	1.4	14.8
%		45	100.0	19.8	56.0	1.7	22.5
<u> </u>		50	100.0	9.2	52.1	2.3	36.4
		55	100.0	7.2	50.6	1.9	40.3
	男	60	100.0	8.1	49.1	1.7	41.1
		平成 2	100.0	6.4	51.5	1.9	40.2
		7	100.0	3.8	46.1	2.1	48.0
		14	100.0	2.8	38.8	1.8	56.6
	L		(100.0)	(2.8)	(38.8)		
		昭和40年	39.0	26.0	62.9	57.4	66.7
		45	39.3	16.1	61.2	68.8	59.9
		50	30.6	5.9	48.0	73.0	62.8
	+	55	29.4	3.2	45.6	76.4	65.7
	女	60	28.2	2.9	43.4	81.3	72.4
就		平成 2	27.7	1.8	36.2	88.1	81.0
就職		7	22.6	0.9	23.4	66.0	63.7
率		14	18.0	0.5	15.1	61.6	60.0
		昭和40年	41.0	26.9	57.9	84.1	86.6
%		45	39.9	16.5	55.4	80.5	82.8
0		50	30.2	5.9	41.1	75.6	77.5
	_	55	29.5	4.5	40.2	71.8	78.5
	男	60	27.7	4.5	38.7	72.6	78.8
		平成 2	26.6	3.7	34.2	72.9	81.0
		7	24.3	2.2	27.9	57.3	68.7
		14	19.0	1.3	19.1	47.2	54.9
\Box		14	19.0	1.3	19.1	41.4	54.9

(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」による。

- 2. 各年 3 月末のデータ。
- 3. 高等専門学校・大学院卒業者を含まない数値である。
- 4. 就職者には就職進学者 (就職しながら通学している者) を含む。

卒業者数

- 6. 構成比は四捨五入の関係で合計が100にならない場合がある。 7. () 内の数値は、中学校卒業者数に中等教育学校前期課程修了者を、高等学校 卒業者に中等教育学校後期課程卒業者をそれぞれ加えて算定した就職率である。

第9表 就業状態,主な活動状態別人口

(単位:万人,%)

																		(+ m· ·)	J(X, 70)
							15	歳	以	上	人								
						労	働	カ	人				非	労 働	カ人	П			
		総人口				就	<u> </u>	業	者								15歳未	労働力人	完全失業率
		松入口	総数	♦公 米4-			従	業者	¥		ウヘルギュ	うち主に	◆公米 Ь	中市	/ Z	2 O (14	満人口	口比率	元王大未华
				総数	総数	総数	主に仕事	通学のかた わら仕事	家事などのか たわら仕事	休業者	完全失業者	する仕事 を希望	総数	家事	通学	その他			
	昭和45年	10,357	7,885	5,153	5,094	5,004	4,320	40	644	89	59	48	2,723	1,379	735	609	2,472	65.4	1.1
	50	11,158	8,443	5,323	5,223	5,128	4,444	32	651	95	100	82	3,095	1,611	759	726	2,715	63.0	1.9
	55	11,683	8,932	5,650	5,536	5,450	4,655	45	750	86	114	93	3,249	1,568	834	847	2,751	63.3	2.0
	60	12,078	9,465	5,963	5,807	5,723	4,834	63	826	84	156	123	3,450	1,539	903	1,009	2,613	63.0	2.6
	平成 2	12,354	10,089	6,384	6,249	6,162	5,189	95	878	88	134	101	3,657	1,528	989	1,140	2,264	63.3	2.1
=1	7	12,520	10,510	6,666	6,457	6,358	5,465	110	783	99	210	165	3,836	1,659	914	1,263	2,010	63.4	3.2
計	8	12,544	10,571	6,711	6,486	6,387	5,482	115	790	99	225	178	3,852	1,685	879	1,288	1,973	63.5	3.4
	9	12,604 12,639	10,661 10,728	6,787 6,793	6,557 6,514	6,453 6,408	5,532 5,489	121 126	800 793	104 106	230 279	182 224	3,863 3,924	1,678 1,700	855 836	1,330 1,388	1,943 1,911	63.7 63.3	3.4 4.1
	11	12,664	10,728	6,779	6,462	6,356	5,445	126	785	100	317	256	3,924	1,700	830	1,388	1,811	62.9	4.1
	12	12,688	10,783	6,766	6,446	6,345	5,427	126	792	107	320	258	4,057	1,775	815	1,425	1,852	62.4	4.7
	13	12,715	10,886	6,752	6,412	6,308	5,387	125	795	104	340	271	4,125	1,792	801	1,533	1,829	62.0	5.0
	14	12,740	10,927	6,689	6,330	6,222	5,324	121	776	108	359	293	4,229	1,758	788	1,683	1,814	61.2	5.4
	昭和45年	5,268	4,060	2,024	2,003	1,977	1,345	15	617	25	21	14	2,032	1,373	323	335	1,208	49.9	1.0
	50	5,668	4,344	1,987	1,953	1,925	1,282	12	631	28	34	21	2,342	1,603	336	403	1,324	45.7	1.7
	55	5,930	4,591	2,185	2,142	2,114	1,369	17	727	28	43	28	2,391	1,560	370	461	1,339	47.6	2.0
	60	6,136	4,863	2,367	2,304	2,273	1,449	26	798	31	63	39	2,472	1,528	407	537	1,273	48.7	2.7
	平成 2	6,282	5,178	2,593	2,536	2,501	1,615	41	845	35	57	36	2,562	1,514	451	597	1,103	50.1	2.2
	7	6,381	5,402	2,701	2,614	2,572	1,774	52	747	42	87	59	2,698	1,637	424	636	979	50.0	3.2
女	8	6,396	5,435	2,719	2,627	2,585	1,778	54	753	42	91	63	2,712	1,662	410	641	961	50.0	3.3
	9	6,429	5,481	2,760	2,665	2,622	1,804	57	760	43	95	65	2,716	1,652	403	661	948	50.4	3.4
	10	6,451	5,519	2,767	2,656	2,612	1,802	60	750	44	111	77	2,747	1,673	389	685	932	50.1	4.0
	11 12	6,469 6,486	5,552 5,583	2,755 2,752	2,632 2,629	2,587 2,586	1,785 1,779	62 62	740 745	45 43	123 123	87 87	2,790 2,824	1,701 1,739	387 381	701 705	917 903	49.6 49.3	4.5 4.5
	13	6,504	5,613	2,752	2,629	2,583	1,777	61	745	46	131	91	2,848	1,759	372	703	891	49.3	4.5
	14	6,517	5,632	2,733	2,594	2,546	1,760	59	728	48	140	98	2,895	1,730	369	807	884	48.5	5.1
	昭和45年	100.0	77.1	38.4	38.0	37.5	25.5	0.3	11.7	0.5	0.4	0.3	38.6	26.1	6.1	6.4	22.9	-	-
	50	100.0	76.6	35.1	34.5	34.0	22.6	0.2	11.1	0.5	0.6	0.4	41.3	28.3	5.9	7.1	23.4	_	_
	55	100.0	77.4	36.8	36.1	35.6	23.1	0.3	12.3	0.5	0.7	0.5	40.3	26.3	6.2	7.8	22.6	_	_
女	60	100.0	79.3	38.6	37.5	37.0	23.6	0.4	13.0	0.5	1.0	0.6	40.3	24.9	6.6	8.8	20.7	_	_
2	平成 2	100.0	82.4	41.3	40.4	39.8	25.7	0.7	13.5	0.6	0.9	0.6	40.8	24.1	7.2	9.5	17.6	_	_
構	7	100.0	84.7	42.3	41.0	40.3	27.8	0.8	11.7	0.7	1.4	0.9	42.3	25.7	6.6	10.0	15.3	_	_
成比	8	100.0	85.0	42.5	41.1	40.4	27.8	0.8	11.8	0.7	1.4	1.0	42.4	26.0	6.4	10.0	15.0	_	_
	9	100.0	85.3	42.9	41.5	40.8	28.1	0.9	11.8	0.7	1.5	1.0	42.2	25.7	6.3	10.3	14.7	_	_
%	10	100.0	85.6	42.9	41.2	40.5	27.9	0.9	11.6	0.7	1.7	1.2	42.6	25.9	6.0	10.6	14.4	_	_
ت	11	100.0	85.8	42.6	40.7	40.0	27.6	1.0	11.4	0.7	1.9	1.3	43.1	26.3	6.0	10.8	14.2	_	_
	12	100.0	86.1	42.4	40.5	39.9	27.4	1.0	11.5	0.7	1.9	1.3	43.5	26.8	5.9	10.9	13.9	_	_
	13 14	100.0 100.0	86.3 86.4	42.4 41.9	40.4 39.8	39.7 39.1	27.3 27.0	0.9	11.5 11.2	0.7 0.7	2.0 2.1	1.4 1.5	43.8 44.4	26.9 26.4	5.7 5.7	11.2 12.4	13.7 13.6	_	_
	14	100.0	80.4	41.9	39.8	39.1	27.0	0.9	11.2	0.7	2.1	6.1	44.4	20.4	5.7	12.4	13.0	_	

(備考) 1. 総務省「労働力調査」による。 2. 昭和45年は、沖縄県を含まない。

	×	分	総 数	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
		昭和45年	2,024	153	374	208	201	234	235	199	153	116	77	73
		50	1,987	85	301	226	204	227	245	227	182	126	89	76
		55	2,185	74	273	223	255	268	268	261	216	156	97	95
		60	2,367	72	289	210	229	317	313	282	244	182	116	113
	女	平成 2	2,593	87	326	245	200	283	366	327	268	212	138	143
		7	2,701	67	361	287	213	234	314	373	302	229	153	167
		12	2,753	61	307	342	248	245	269	324	354	262	157	183
労		13	2,760	63	293	345	267	248	270	312	375	248	159	181
労働力·		14	2,733	59	276	336	282	251	272	297	364	252	163	179
一人		昭和45年	3,129	148	434	435	403	400	357	257	206	186	145	158
		50	3,336	83	351	521	454	412	401	351	250	190	154	169
		55	3,465	73	279	440	521	450	407	391	340	228	151	184
		60	3,596	79	293	378	444	522	445	397	374	307	171	187
	男	平成 2	3,791	94	327	396	384	448	518	439	385	348	234	217
		7	3,966	79	379	430	397	385	445	512	429	364	268	278
		12	4,014	71	322	485	433	398	383	439	499	404	270	310
		13	3,992	68	307	481	451	396	379	417	526	384	272	311
		14	3,956	66	294	456	463	401	381	400	514	394	279	308
		昭和45年	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9
		50	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
		55	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
		60	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5
	女	平成 2	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
		7	50.0	16.0	74.1	66.4	53.7	60.5	69.5	71.3	67.1	57.0	39.7	15.6
労		12	49.3	16.6	72.7	69.9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39.5	14.4
働		13	49.2	17.5	72.0	71.1	58.8	62.3	70.1	72.7	68.2	58.4	39.5	13.8
労働力人口比率		14	48.5	16.7	70.1	71.8	60.3	61.8	70.5	72.4	67.7	58.1	39.2	13.2
		昭和45年	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4
上		50	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4	44.4
×		55	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
		60	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0
	男	平成 2	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5
		7	77.6	17.9	74.0	96.4	97.8	98.0	97.8	97.7	97.3	94.1	74.9	37.3
		12	76.4	18.4	72.7	95.8	97.7	97.8	97.7	97.3	96.7	94.2	72.6	34.1
		13	75.7	17.9	71.9	95.4	97.2	97.8	97.7	97.2	96.3	93.9	72.0	32.9
		14	74.7	17.8	71.4	94.6	96.9	97.3	97.4	97.1	96.3	93.8	71.2	31.1

⁽備考) 1. 総務省「労働力調査」による。 2. 昭和45年は,沖縄県を含まない。

第11表 無業者の希望する仕事の形態別就業希望者数及び構成比の推移

(単位:千人,%)

	×	区分	総数	パート・ア ルバイトの 仕事をした い¹¹		_	家庭で内職 をしたい	自家営業 を手伝い たい	その他
		昭和46年	7,063	2,569	775	308	2,615	328	468
		49	7,757	3,055	880	341	2,636	345	500
		52	8,692	3,751	1,126	386	2,466	948	-
	女	54	8,524	3,841	1,037	340	2,378	248	653
	4	57	8,066	4,068	1,134	317	1,892	161	489
		62	8,006	4,619	1,135	277	1,387	149	438
_		平成 4	7,148	4,521	962	211	929	115	405
実		9	7,982	5,121	1,172	204	899	120	458
数		昭和46年	1,576	486	518	168	63	100	241
		49	1,460	384	561	178	69	90	178
		52	2,006	616	758	230	63	333	-
	男	54	1,829	529	751	177	72	50	241
	カ	57	2,037	629	859	193	83	40	230
		62	2,655	972	1,043	213	91	42	291
		平成 4	2,392	1,021	796	169	71	41	290
		9	3,351	1,363	1,217	218	101	43	399
		昭和46年	100.0	36.4	11.0	4.4	37.0	4.6	6.6
		49	100.0	39.4	11.3	4.4	34.0	4.4	6.4
		52	100.0	43.2	13.0	4.4	28.4	10.9	-
	女	54	100.0	45.1	12.2	4.0	27.9	2.9	7.7
		57	100.0	50.4	14.1	3.9	23.5	2.0	6.1
		62	100.0	57.7	14.2	3.5	17.3	1.9	5.5
1##		平成 4	100.0	63.2	13.5	3.0	13.0	1.6	5.7
構成比		9	100.0	64.2	14.7	2.6	11.3	1.5	5.7
光		昭和46年	100.0	30.8	32.9	10.7	4.0	6.3	15.3
		49	100.0	26.3	38.4	12.2	4.7	6.2	12.2
		52	100.0	30.7	37.8	11.5	3.1	16.6	-
	男	54	100.0	28.9	41.1	9.7	3.9	2.7	13.2
	77	57	100.0	30.9	42.2	9.5	4.1	2.0	11.3
		62	100.0	36.6	39.3	8.0	3.4	1.6	11.0
		平成 4	100.0	42.7	33.3	7.1	3.0	1.7	12.1
		9	100.0	40.7	36.3	6.5	3.0	1.3	11.9

(備考) 1. 総務省統計局「就業構造基本調査」による。

- 2. 1) の昭和54年までは「短時間勤務で雇われたい」 3. 2) の昭和54年までは「普通勤務で雇われたい」 4. 昭和52年の「自家営業を手伝いたい」には、「その他」を含む。

第12表 男女,ふだんの就業状態,年齢階級,行動の種類別総平均時間(週全体)

(単位:時間.分)

1 次活動 2 次活動 3 次活動										計														
ふ 年	だんの就業状態 齢	睡眠	身の回りの用事	食事	通勤 ・ 通学	仕事	学業	家事	介護 • 看護	育児	買い物	移動(通 勤・通学 を除く)	テレビ ラジオ 新聞 雑誌	休養 ・ くつ ろぎ	学習 ・ 研究 (学業 以外)	趣味 ・ 娯楽	スポーツ	ボティ動会加活動	交際 ・ 付き い	受診 療養	その他	1 次 活動	2次 活動	3次活動
総数	(15歳以上)	7.42	1.13	1.39	0.31	3.52	0.24	1.30	0.03	0.13	0.25	0.33	2.34	1.19	0.12	0.42	0.11	0.05	0.27	0.09	0.16	10.34	7.00	6.26
	総数 (15歳以上)	7.35	1.23	1.41	0.21	2.35	0.22	2.42	0.05	0.23	0.35	0.34	2.28	1.20	0.11	0.35	0.08	0.05	0.27	0.10	0.18	10.40	7.04	6.15
	有業者	7.20	1.23	1.36	0.33	4.51	0.07	2.13	0.04	0.12	0.31	0.33	1.57	1.07	0.08	0.27	0.07	0.04	0.26	0.05	0.15	10.20	8.31	5.09
	無業者	7.52	1.24	1.47	0.08	0.05	0.39	3.15	0.07	0.35	0.39	0.35	3.01	1.34	0.14	0.43	0.10	0.06	0.29	0.15	0.22	11.03	5.28	7.29
	15~19 歳	7.37	1.20	1.25	1.01	0.50	4.37	0.12	0.00	0.01	0.19	0.28	1.51	1.34	0.52	0.43	0.14	0.02	0.34	0.03	0.17	10.22	7.00	6.38
	20~24	7.50	1.28	1.28	0.45	4.14	0.46	0.34	0.01	0.17	0.29	0.43	1.53	1.17	0.17	0.41	0.06	0.02	0.50	0.02	0.16	10.47	7.07	6.07
	25~29	7.39	1.26	1.33	0.33	3.57	0.04	1.38	0.02	1.02	0.34	0.40	1.55	1.14	0.10	0.33	0.05	0.01	0.35	0.05	0.14	10.38	7.50	5.31
	30~34	7.27	1.22	1.35	0.22	2.51	0.02	2.46	0.04	1.34	0.36	0.39	1.53	1.09	0.09	0.29	0.05	0.03	0.27	0.07	0.17	10.25	8.15	5.20
女	35~39	7.14	1.19	1.35	0.21	2.58	0.01	3.33	0.04	0.59	0.38	0.37	1.50	1.11	0.09	0.29	0.09	0.07	0.22	0.06	0.19	10.07	8.33	5.19
	40~44	7.00	1.19	1.35	0.22	3.29	0.01	3.48	0.04	0.19	0.40	0.35	2.04	1.11	0.09	0.27	0.07	0.07	0.20	0.05	0.19	9.54	8.43	5.23
性	45~49	6.56 7.06	1.18 1.20	1.37 1.41	0.22	3.40 3.28	0.01	3.40 3.24	0.06	0.05 0.04	0.39	0.34	2.16 2.25	1.10 1.08	0.08	0.27	0.07	0.05	0.21 0.24	0.08	0.19 0.18	9.51 10.07	8.34 8.04	5.36 5.49
	50~54 55~59	7.18	1.20	1.41	0.20	2.57	0.01	3.23	0.08	0.04	0.40	0.33	2.30	1.03	0.07	0.32	0.08	0.03	0.24	0.08	0.18	10.07	7.35	5.59
	60~64	7.10	1.24	1.52	0.17	2.06	0.00	3.23	0.09	0.08	0.41	0.34	2.48	1.03	0.07	0.38	0.10	0.06	0.24	0.08	0.18	10.47	6.37	6.36
	65~69	7.49	1.24	1.55	0.10	1.21	0.00	3.22	0.08	0.10	0.42	0.34	3.08	1.11	0.06	0.43	0.11	0.06	0.27	0.10	0.19	11.11	5.39	7.10
	70~74	8.09	1.27	1.58	0.04	0.53	0.00	3.15	0.08	0.03	0.34	0.31	3.23	1.13	0.00	0.43	0.12	0.06	0.23	0.13	0.20	11.33	4.56	7.10
	75~79	8.27	1.32	1.59	0.02	0.34	0.00	2.48	0.08	0.03	0.34	0.28	3.46	1.56	0.03	0.41	0.03	0.00	0.27	0.22	0.20	11.58	3.58	8.03
	80~84	9.01	1.33	1.58	0.01	0.34	0.00	2.40	0.06	0.02	0.28	0.22	3.59	2.24	0.04	0.33	0.07	0.04	0.23	0.29	0.19	12.31	2.52	8.36
	85歳以上	10.02	1.29	1.55	0.00	0.18	0.00	1.02	0.03	0.01	0.13	0.10	4.17	3.00	0.02	0.31	0.00	0.04	0.23	0.23	0.13	13.26	1.22	9.12
男性		7.49	1.02	1.36	0.41	5.14	0.27	0.14	0.03	0.04	0.03	0.10	2.40	1.18	0.01	0.49	0.13	0.01	0.26	0.07	0.15	10.28	6.55	6.37

⁽備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成13年) による。 2. 報告書では,上記の用語を使用している。

第13表 主要国の労働力率

(単位:%)

豆 夕	労 働 力) 率 (%)		
国名	女性	男性		
カナダ	59.7	72.5		
アメリカ	60.1	74.4		
韓国	48.8	73.6		
フィリピン	52.8	82.3		
スペイン	40.3	66.2		
フィンランド	56.8	67.0		
ドイツ	48.8	66.3		
ハンガリー	45.6	61.7		
イタリア	36.4	62.0		
ノルウェー	69.2	77.7		
スウェーデン	76.2	80.4		
イギリス	55.0	71.2		
オーストラリア	55.2	72.1		
ニュージーランド	57.2	72.4		

(備考) 1. ILO "Yearbook of Labour Statistics 2002" より作成。2001年のデータ。

2. 労働力率 = $\frac{15歳以上労働力人口}{15歳以上人口} \times 100$

ただし、アメリカ、スペイン及びイギリスは16歳以上。 フィンランド及びハンガリーは15~74歳。 ノルウェーは16~74歳。

スウェーデンは16~64歳。

第14表-1 国家公務員指定職及び行政職(一)9級以上の女性

(単位:人)

	15	指定職			行政	職 (一)				計
	18 	上 ૫	1	1級	1	0級	(9 級		āΙ
	総数	女	総数	女	総数	女	総数	女	総数	女
昭和60年度	1,606	4 (0.2)	1,385	10 (0.7)	1,634	9 (0.6)	3,493	17 (0.5)	8,118	40 (0.5)
昭和61年度	1,626	7 (0.4)	1,412	14(1.0)	1,663	6(0.4)	3,619	26(0.7)	8,320	53 (0.6)
昭和62年度	1,638	5 (0.3)	1,420	16(1.1)	1,686	10(0.6)	3,730	26(0.7)	8,474	57 (0.7)
昭和63年度	1,630	7 (0.4)	1,443	15(1.0)	1,730	15 (0.9)	3,780	21 (0.6)	8,583	58 (0.7)
平成元年度	1,657	7 (0.4)	1,410	15(1.1)	1,804	14(0.8)	3,798	20 (0.5)	8,669	56 (0.6)
平成2年度	1,627	9 (0.6)	1,438	16(1.1)	1,874	12 (0.6)	3,850	30 (0.8)	8,789	67 (0.8)
平成3年度	1,571	4(0.3)	1,423	15(1.1)	1,919	13(0.7)	3,832	31 (0.8)	8,745	63 (0.7)
平成 4 年度	1,673	9 (0.5)	1,447	11 (0.8)	1,977	14(0.7)	3,833	29 (0.8)	8,930	63 (0.7)
平成5年度	1,671	9 (0.5)	1,476	12(0.8)	2,010	15(0.7)	3,916	37 (0.9)	9,073	73 (0.8)
平成6年度	1,677	9 (0.5)	1,509	14(0.9)	2,052	16 (0.8)	4,017	44(1.1)	9,255	83 (0.9)
平成7年度	1,673	10 (0.6)	1,560	9 (0.6)	2,092	23(1.1)	4,027	48 (1.2)	9,352	90 (1.0)
平成8年度	1,642	11(0.7)	1,622	12(0.7)	2,079	23(1.1)	4,095	48 (1.2)	9,438	94 (1.0)
平成9年度	1,683	10 (0.6)	1,633	16(1.0)	2,181	27(1.2)	4,080	51 (1.3)	9,577	104 (1.1)
平成10年度	1,722	7 (0.4)	1,657	19(1.1)	2,195	25(1.1)	4,128	58 (1.4)	9,702	109 (1.1)
平成11年度	1,742	8 (0.5)	1,694	20(1.2)	2,219	24(1.1)	4,083	62 (1.5)	9,738	114 (1.2)
平成12年度	1,660	6 (0.4)	1,644	23(1.4)	2,277	26(1.1)	4,158	67 (1.6)	9,739	122 (1.3)
平成13年度	1,627	11 (0.7)	1,706	24(1.4)	2,318	35 (1.5)	4,155	66 (1.6)	9,806	136 (1.4)

⁽備考) 1. 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」(昭和60年度から平成12年度までは各年度末,平成13年度は平成14年1月15日現在)による。 2. () 内の数値は,総数に対する女性の割合(%)である。

第14表-2 一般職の国家公務員の級別在職者数(行政職(一))

(単位:人)

		計	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
昭和	計	235,736	1,385	1,634	3,493	16,743	14,155	35,537	23,098	46,182	45,237	24,964	23,308
60 60	女	34,222	10	9	17	167	181	2,221	3,302	8,176	11,567	4,194	4,378
60 年度	男	201,514	1,375	1,625	3,476	16,576	13,974	33,316	19,796	38,006	33,670	20,770	18,930
	計	232,207	1,438	1,874	3,850	17,883	17,191	33,267	24,060	41,361	45,182	26,256	19,845
平成2年度	女	34,899	16	12	30	244	631	3,709	3,237	7,168	9,981	4,879	4,992
角度	男	197,308	1,422	1,862	3,820	17,639	16,560	29,558	20,823	34,193	35,201	21,377	14,853
平成	計	231,693	1,423	1,919	3,832	17,936	17,348	33,567	23,727	41,136	45,407	25,420	19,978
平成3年度	女	35,448	15	13	31	259	798	3,673	3,231	7,156	9,773	5,213	5,286
	男	196,245	1,408	1,906	3,801	17,677	16,550	29,894	20,496	33,980	35,634	20,207	14,692
平成	計	231,816	1,447	1,977	3,833	18,253	17,652	33,564	23,068	41,823	45,951	23,758	20,490
1 4	女	36,023	11	14	29	272	973	3,548	3,210	7,225	9,747	5,363	5,631
年度	男	195,793	1,436	1,963	3,804	17,981	16,679	30,016	19,858	34,598	36,204	18,395	14,859
平成5年度	計	232,278	1,476	2,010	3,916	18,344	17,936	33,654	22,866	42,959	45,326	23,249	20,542
5	女	36,722	12	15	37	289	1,084	3,583	3,212	7,512	9,657	5,660	5,661
	男	195,556	1,464	1,995	3,879	18,055	16,852	30,071	19,654	35,447	35,669	17,589	14,881
平成6年度	計	232,389	1,509	2,052	4,017	18,516	18,447	33,685	22,681	44,053	44,731	22,838	19,860
6 年	女	37,314	14	16	44	322	1,204	3,573	3,218	7,694	9,778	5,945	5,506
	男	195,075	1,495	2,036	3,973	18,194	17,243	30,112	19,463	36,359	34,953	16,893	14,354
平 成 7	計	232,451	1,560	2,092	4,027	18,803	18,975	33,638	23,022	45,357	42,970	23,597	18,410
7 7 年	女	38,062	9	23	48	353	1,313	3,534	3,262	7,902	9,801	6,420	5,397
年度	男	194,389	1,551	2,069	3,979	18,450	17,662	30,104	19,760	37,455	33,169	17,177	13,013
平成8年度	計	232,241	1,622	2,079	4,095	18,935	19,570	33,851	23,476	46,028	42,405	24,554	15,626
8	女	38,748	12	23	48	380	1,454	3,575	3,334	8,014	10,171	6,913	4,824
	男	193,493	1,610	2,056	4,047	18,555	18,116	30,276	20,142	38,014	32,234	17,641	10,802
平 成	計	231,716	1,633	2,181	4,080	19,220	20,210	33,786	24,326	46,553	41,795	25,216	12,716
平成9年度	女	39,307	16	27	51	399	1,556	3,567	3,363	8,278	10,609	7,270	4,171
	男	192,409	1,617	2,154	4,029	18,821	18,654	30,219	20,963	38,275	31,186	17,946	8,545
平成10年度	計	230,523	1,657	2,195	4,128	19,197	20,963	34,065	25,054	47,096	41,572	25,456	9,140
10	女	39,420	19	25	58	403	1,630	3,611	3,409	8,498	11,143	7,557	3,067
	男	191,103	1,638	2,170	4,070	18,794	19,333	30,454	21,645	38,598	30,429	17,899	6,073
平成	計	228,594	1,694	2,219	4,083	19,252	21,217	34,671	25,432	46,749	42,162	23,824	7,291
11 年度	女	39,009	20	24	62	440	1,657	3,629	3,504	8,458	11,546	7,176	2,493
	男	189,585	1,674	2,195	4,021	18,812	19,560	31,042	21,928	38,291	30,616	16,648	4,798
平成12年度	計	227,074	1,644	2,277	4,158	19,155	21,754	35,167	25,654	47,059	42,751	21,284	6,171
12 年	女	38,915	23	26	67	463	1,671	3,671	3,549	8,892	12,012	6,425	2,116
	男	188,159	1,621	2,251	4,091	18,692	20,083	31,496	22,105	38,167	30,739	14,859	4,055
半成	計	221,907	1,706	2,318	4,155	19,299	21,996	34,758	25,458	45,925	42,016	18,915	5,361
平成13年度	女	38,022	24	35	66	501	1,676	3,710	3,489	9,064	11,915	5,755	1,787
度	男	183,885	1,682	2,283	4,089	18,798	20,320	31,048	21,969	36,861	30,101	13,160	3,574

(備考) 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」(昭和60年度から平成12年度までは各年度末,平成13年度は 平成14年1月15日現在) による。

参考資料

目 次

参考資料 1	男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)155
参考資料 2	男女共同参画基本計画体系図
参考資料3	男女共同参画会議議員名簿(平成15年4月8日現在)170
参考資料 4	男女共同参画・女性関係法令一覧171
参考資料 5	男女共同参画に関する行政関係年表
参考資料 6	男女共同参画会議における決定等
参考資料7	主な男女共同参画関係調査一覧175
参考資料 8	各府省男女共同参画推進本部主管課一覧176

参考資料 1 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条―第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに,男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し,将来に向かって国, 地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため,この法律 を制定する。

第1章 総則

(目的)

(定義)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を 実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共 団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事 項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において,男女のいずれか一方に対し,当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的 取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重 されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における 政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行 われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、 男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女 共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置 その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を 求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大 綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合 的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」と いう。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置 を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。 (国際的協調のための措置)
- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の 交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ず るように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように 努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進

に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣 に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男 女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣 に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視 又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法 (平成9年法律第7号) は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の 規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をも って存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員 である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみ なす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、

同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期 の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 二 附則第10条第1項及び第5項,第14条第3項,第23条,第28条並びに第30条の規定 公布の日 (職員の身分引継ぎ)
- 第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関の有当の流行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長,委員その他の職員 である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は,当該会長,委員その他の職員の任期を定めたそれぞれ の法律の規定にかかわらず,その日に満了する。

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

参考資料 2 男女共同参画基本計画体系図

第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯
- ・男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組
- 男女共同参画社会基本法の制定
- 2 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成
- ・男女共同参画基本計画の考え方
- └ ・男女共同参画基本計画の構成

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (1) 国の政策・方針決定過程への女性の 参画の拡大
- ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進
 - ・女性委員の参画状況の定期的な把握等による目標 の早期達成
 - ・団体推薦及び職務指定に係る委員への女性の参画 の促進
 - ・その他の委員等への女性の参画を促進するための 取組
- イ 女性国家公務員の採用・登用等の促進
- ・女性国家公務員の採用・登用等の促進
- (2) 地方公共団体等における取組の支援, 協力要請
- ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
 - ・都道府県・政令指定都市等における審議会等委員 への女性の登用に関する支援
 - ・市町村への取組の普及
 - イ 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等
 - ・女性地方公務員の採用・登用等に関する要請
 - ・地方公共団体への情報提供等
 - ・国が地方公共団体の職員に対して行う研修におけ る配慮
- (3) 企業,教育・研究機関,その他各種機関・団体等の取組の支援
- ・社会的気運の醸成
- ・独立行政法人, 特殊法人及び認可法人に対する協力要請
- ・大学等への協力要請
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集, 提供
- ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
 - ・積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の具体化
 - ・女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する 定期的な調査の実施
- イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供
- ・女性の人材に関するデータベースの充実及びネットワーク化の検討
- ・女性リーダーの養成

ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保 └・政策・方針決定過程の透明性の確保 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣 行の見直し、意識の改革 (1) 男女共同参画の視点に立った社会制 - ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影 度・慣行の見直し 響についての調査の実施 ・家族に関する法制の整備 ・個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度 の検討 ・職場・家庭・地域等における慣行の見直し (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活 ・多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進 動の展開 └ ・多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進 (3) 法識字の強化及び相談の充実 - ・法令や条約の周知等 相談体制の充実 └ ・国際化への対応 (4) 男女共同参画にかかわる情報の収 統計調査等の充実 集・整備・提供 └・無償労働の数量的把握の推進 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と 待遇の確保 (1) 雇用の分野における男女の均等な機 - ア 男女雇用機会均等法の履行確保 会と待遇の確保対策の推進 ・男女雇用機会均等法に基づく行政指導の強化 ・セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上 の配慮の徹底 ・コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の 周知徹底 ・個別紛争解決の援助, 相談機能の強化 ・女子学生の就職問題に関する施策の推進 イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取 組(ポジティブ・アクション)の推進 国民的気運の醸成 ・企業のポジティブ・アクション取組の促進 ウ 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討 ・実質的に男女均等な雇用管理を確保する方策等に ついての幅広い検討 (2) 母性健康管理対策の推進 ・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底等 ・妊娠, 出産を理由とする不利益取扱いへの対応の 検討 (3) 女性の能力発揮促進のための援助 - ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援 ・情報提供,相談,研修等の拡充

・公共職業訓練等の推進

イ 再就職に向けた支援

・労働者の自発的な職業能力開発の推進 ・女性の能力の発揮の支援のための調査研究

・育児・介護等により退職した者に対する支援

□・職業能力開発の積極的展開 (4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環 ア パートタイム労働対策の総合的な推進 境の整備 ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及 び指針の周知・徹底等 ・パートタイム労働者の労働条件の明示の徹底 ・パートタイム労働者の雇用の安定 ・パートタイム労働者に対する能力開発 イ 労働者派遣事業に係る対策の推進 ・事業の適正な運営の確保 ・派遣労働者の適正な派遣就業の確保 ウ 女性起業家、家族従業者等に対する支援 ・女性起業家に対する支援 家族従業者の実態把握等 エ 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る 施策の推進 ・テレワーク・SOHOの普及促進 ・在宅勤務等の普及促進 ・在宅就業対策の推進 - ・家内労働者の労働条件の改善 4 農山漁村における男女共同参画の確立 (1) あらゆる場における意識と行動の変革 - ・「個」としての主体性の確保 ・固定的な役割分担意識の是正 ・社会的な気運の醸成・高揚 - ・調査研究・研修・統計等における取組の充実 (2) 政策・方針決定過程への女性の参画 - ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 の拡大 - ・女性の能力の開発と適正な評価 (3) 女性の経済的地位の向上と就業条 □・女性の経済的地位の向上 件・環境の整備 ・技術・経営管理能力の向上

(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる 条件の整備

づくり

(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境

- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
 - (1) 多様なライフスタイルに対応した子育で支援策の充実

- ・主体的な活動を支援する労力調整システムの形成

- ・保育サービスの整備
- ・放課後児童対策の充実

└・快適に働くための条件整備

- ・交流ネットワークの形成

・高齢者の活動の推進・老後の自立の確保

- ・高齢者生活支援体制の整備

・住みやすく快適な生活環境の整備

- ・幼稚園における子育て支援の充実
- ・子育てに関する相談支援体制の整備

- ・子育てのための資産形成の支援
- ・児童虐待への取組の推進
- ・子育てを支援する良質な住宅,居住環境及び道路 交通環境の整備
- イ ひとり親家庭等に対する支援の充実
- ・ひとり親家庭の親等の就労と子育てへの支援
- □ ア 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
 - ・仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
 - イ 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着 促進・充実
 - ・ 育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度 の一層の定着促進
 - ・仕事と子育ての両立の促進に向けた制度の充実
 - ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
 - ・介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の 定着促進等
 - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
 - ・企業の子育て・介護支援の取組に対する評価
 - ・地域の子育て・介護支援体制の整備
- ・育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供
- □ ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
 - ・男女の固定的役割分担意識の是正のための広報・ 啓発
 - ・家庭教育に関する学習機会の充実
 - ・父親の家庭教育参加の支援・促進
 - イ 地域社会への男女の共同参画の促進
 - ・地域社会活動への参画促進
 - ・地域の教育力の再生
 - ・消費者教育の推進・支援
 - ・環境保全活動への参画の支援
 - ・ボランティア活動等の参加促進のための環境整備
 - ・NPO等の活動への参画促進のための環境整備
 - ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備
 - ・労働時間の短縮
 - ・フレックスタイム制等の普及促進
- └・勤労者リフレッシュ対策
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
 - (1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制 の構築

(2) 仕事と育児・介護の両立のための雇

(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同

参画の促進

用環境の整備

- ア 介護保険制度の着実な実施
 - ・介護保険制度の着実な実施
- イ 高齢者保健福祉施策の推進
- ・介護サービス基盤の整備
- ・介護予防・生活支援のための取組

ウ 介護に係る人材の確保 ・高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進 └ ・介護分野における良好な雇用機会の創出の促進 (2) 高齢期の所得保障 □・公的年金制度の安定的な運営 ・企業年金等の充実 └・自助努力による資産形成等の促進 ┌・定年の引き上げ、継続雇用制度導入等による65歳 (3) 高齢者の社会参画の促進 までの雇用の確保等 ・学習機会の整備等 ・ 高齢者の社会参加活動の促進 ・高齢者のスポーツ, レクリエーション活動の支援 └・広報・啓発活動の推准 (4) 障害のある者への配慮の重視 - ・総合的な障害者施策の推進 (5) 高齢者等の自立を容易にする社会基 ―――・高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備 盤の整備 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (1) 女性に対する暴力を根絶するための ┌ ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底 基盤づくり 国民の意識啓発 イ 体制整備 ・相談・カウンセリング対策の充実 ・研修・人材確保 ・厳正かつ適切な対処の推進 ・関係機関の連携の促進 ·法的対応 ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり ・安全・安心まちづくりの推進 防犯対策の強化 ・有害環境の浄化対策の推進 エ 女性に対する暴力に関する調査研究 ・被害の実態把握 - ・加害者の研究 (2) 夫・パートナーからの暴力への対策 ア 関係機関の取組及び連携の推進 の推進 ・関係機関の取組 関係機関の連携 イ 相談体制の充実 ・相談体制の充実 ウ 被害者の保護・自立支援 · 緊急一時保護 ・自立支援 エ 暴力行為への厳正な対処等 ・暴力行為からの安全の確保

・利用者保護と信頼できる介護サービスの育成

- ・被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進

(3)	性犯罪への対策の推進	_ 7	アー性犯罪への厳正な対処
] .	・関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の
			推進
			・性犯罪捜査体制の整備,性犯罪捜査員の育成
		.	・性犯罪の潜在化防止に向けた取組
		1	イ 被害者への配慮
		.	・指定被害者支援要員制度の効果的運用
			・被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進
		.	・関係機関との連携の推進
			・被害少女に対する支援活動の推進
		L,	・被害者連絡等の推進
(4)	売買春への対策の推進	_ 7	ア 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保
			護,社会復帰支援
			・売買春の根絶に向けた取締りの強化等
			・社会復帰支援の充実
			・売買春からの女性保護
		1	イ 児童買春に対する対策の推進
		.	・児童買春の根絶に向けた取締りの強化
			・相談体制の充実
		7	カ 国際的動向への対応
		L.	・国際的動向への対応
(5)	セクシュアル・ハラスメント防止対	_ 7	ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント
	策の推進		防止対策等の推進
		•	・企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止
			対策
		•	・国家公務員のセクシュアル・ハラスメント防止対
			策
		1	イ 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメ
			ント防止対策等の推進
		∟ .	・教育等の場における対策
(6)	ストーカー行為等への対策の推進	厂 7	アーストーカー行為等への厳正な対処
		'	・ストーカー行為等への厳正な対処
		1	イ 被害者の支援及び防犯対策
		∟ .	・被害者の支援及び防犯対策
生涯を	通じた女性の健康支援		
/41			上処の時は田田のの時切りのいってケビの珠点
(1)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	 +	・女性の健康問題への取組についての気運の醸成
	に関する意識の浸透		・学校における性教育の充実
(0)	仕证を多いとを料の歴史の担任が失		・性に関する学習機会の充実
(2)	生涯を通じた女性の健康の保持増進	 Ţ /	ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健
	対策の推進		康教育・相談支援等の充実 ・ 女性の健康保持のなめの東莞等の充実
			・女性の健康保持のための事業等の充実 ・健康教育の推進
		. 1	イ 妊娠・出産期における女性の健康支援

- ・妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの 提供
- ・不妊専門相談サービス等の充実
- ・周産期医療の充実
- ・女性の主体的な避妊のための知識等の普及
- ウ 成人期, 高齢期等における女性の健康づくり支援
- ・成人期, 高齢期の健康づくりの支援
- ・子宮がん, 乳がん, 骨粗しょう症等の予防対策の推進
- ・女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進
- ┌ア HIV/エイズ,性感染症対策
 - ・予防から治療までの総合的なHIV/エイズ対策の 推進
 - 性感染症対策の推進
 - ・学校におけるHIV/エイズ、性感染症に関する教育の推進
 - イ 薬物乱用対策の推進
 - ・乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶
 - ・少女による薬物乱用対策の推進
 - ・薬物乱用防止教育の充実
- └ ・薬物乱用を許さない社会環境の形成

ての対策の推進

(3) 女性の健康をおびやかす問題につい

9 メディアにおける女性の人権の尊重

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

- ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進
 - ・メディアにおける女性の人権の尊重のための取組 の支援
 - ・性・暴力表現を扱ったメディアの, 青少年やこれ に接することを望まない者からの隔離
 - ・児童を対象とする性・暴力表現の根絶
 - ・地域の環境浄化のための啓発活動の推進
 - ・メディアにおける男女共同参画の推進
 - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
 - ・現行法令の適用による取締りの強化
 - ・インターネットにおける不適切な情報を受信者側 で排除できるシステムの開発, 普及
 - ・接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活 動の推進
 - ・自主ガイドラインの策定の支援等
 - ・インターネット等新たなメディアにおける情報の 規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討
 - ウ メディア・リテラシーの向上
 - ・メディア・リテラシー向上のための広報・啓発
 - ・情報教育の推進

- (2) 国の行政機関の策定する広報・出版 男女共同参画の視点からの国の行政機関の広報が 物等における性にとらわれない表現 の促進
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能 にする教育・学習の充実
 - (1) 男女平等を推進する教育・学習
- イドラインの策定. 浸透
- ・ガイドラインの他の機関への啓発

- ア 初等中等教育の充実

- ・学校教育全体を通じた指導の充実等
- ・家庭科教育の充実

イ 高等教育の充実

- ・高等教育機関における男女共同参画の推進
- ・ 奨学金制度の充実

ウ 社会教育の推進

- ・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推准
- ・男女共同参画に関する学習機会の提供
- ・固定的な男女の役割分担意識にとらわれない教育 についての調査研究の充実

エ 教育関係者の意識啓発

- ・教職員の男女共同参画に関する理解の促進
- 社会教育関係者の意識啓発
- オ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実
- ・高等教育及び社会教育における女性学等の振興
- ・日本学術会議におけるジェンダーに関する検討

┌ ア 生涯学習の推進

- ・リカレント教育の推進
- 放送大学の整備等
- 学校施設の開放促進等
- ・青少年の体験活動等の充実
- ・民間教育事業との連携
- ・高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の
- ・現代的課題に関する学習機会の充実
- ・学習成果の適切な評価
- イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動 の充実
- ・女性の生涯にわたる学習機会の充実
- ・女性の能力開発の促進
- ・女性の学習グループの支援
- ・国立女性教育会館の事業の充実等

ウ 進路・就職指導の充実

- ・進路指導の充実
- ・女子高生,女子学生に対する職業意識の醸成,意 識啓発の実施
- 就職指導の充実
- ・各経済団体等への協力要請

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習 機会の充実

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- (1) 国際規範・基準の国内への取り入 れ・浸透
- (2) 地球社会の「平等・開発・平和」へ の貢献
- □・女子差別撤廃条約等の積極的遵守
 - ・未締結の条約に関する検討
- └ ・「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進
- □ア 国連の諸活動への協力
 - ・国連の諸活動への協力
 - イ WID/ジェンダーの推進
 - ・WIDイニシアティブの推進
 - ・WID推進体制の充実
 - ・NGO等との連携・協力の強化
 - ウ 女性の平和への貢献
 - ・平和を推進する国際機関等への貢献
 - エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性 の参画の促進
 - ・国際分野における政策・方針決定過程への女性の 参画の促進
 - オ 国際交流・協力の推進
 - ・あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進
 - ・環境問題に関する国際協力等の取組の推進
- ・女性の教育分野における国際交流・協力の支援

第3部 計画の推進

1 国内本部機構の組織・機能強化

(1) 男女共同参画会議の機能発揮

男女共同参画会議の機能発揮

- ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実 施状況の監視
- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影 響についての調査
- ・施策の総合的推進,フォローアップ等
- 年次報告等の作成
- ・行政職員の研修機会等の充実
- ・国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力 の強化等
- ・内閣府男女共同参画局の機能発揮
- ・男女共同参画担当大臣の補佐体制の充実
- ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会 議の機動的開催等
- ・男女共同参画推進本部担当部署の充実等
- ・苦情の処理等のための, 行政相談委員, 人権擁護 - 委員等の積極的活用

(2) 総合的な推進体制の整備・強化等

- 2 調査研究,情報の収集・整備・提供
- 3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、 国民の理解を深めるための取組の強化
- ・男女共同参画社会の形成に関する調査研究
 - ・国際社会及び諸外国における取組の動向に関する 情報の提供
- └・我が国の取組の海外への発信
- □・地方公共団体に対する支援の強化
 - ・男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設 の充実
 - ・NGOとの連携の強化
- └ ・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

参考資料 3 男女共同参画会議議員名簿(平成15年4月8日現在)

議長	福田康夫	内閣官房長官
議員	片 山 虎之助	総務大臣
同	森 山 眞 弓	法務大臣
同	川口順子	外務大臣
同	塩 川 正十郎	財務大臣
同	遠 山 敦 子	文部科学大臣
同	坂 口 力	厚生労働大臣
同	亀 井 善 之	農林水産大臣
同	平 沼 赳 夫	経済産業大臣
同	扇 千 景	国土交通大臣
同	鈴 木 俊 一	環境大臣
同	石 破 茂	防衛庁長官
同	谷 垣 禎 一	国家公安委員会委員長
同	岩 男 壽美子	武蔵工業大学教授,慶應義塾大学名誉教授
同	内 永 ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社常務執行委員
同	神 田 道 子	東洋大学長
同	君和田 正 夫	株式会社朝日新聞社専務取締役編集・出版担当
同	住 田 裕 子	弁護士
同	橘 木 俊 詔	京都大学教授
同	林 誠子	日本労働組合総連合会副事務局長
同	原 ひろ子	放送大学教授、お茶の水女子大学名誉教授
同	平 山 征 夫	新潟県知事
同	福原義春	株式会社資生堂名誉会長
同	古 橋 源六郎	財団法人ソルト・サイエンス研究財団理事長
同	山 口 みつ子	財団法人市川房枝記念会常務理事

参考資料 4 男女共同参画・女性関係法令一覧

成立年月日 公布年月日 施行年月日	法 令 名	内 容
14. 7. 5 成立 14. 7.12 公布 15. 4. 1 施行	高齢者、身体障害者等 が円滑に利用できる特 定建築物の建築の促進 に関する法律(ハート ビル法)の一部を改正 する法律	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の 建築を一層促進するため、特定建築物の範囲を拡大し、 及び特定建築物の建築についてバリアフリー基準に適合 することを義務付けるとともに、認定を受けた特定建築 物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等支援 措置の拡大を行う等所要の措置を講じた。
14.11.22 成立 14.11.29 公布 15. 4. 1 施行	母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律	近年における離婚の急増等母子家庭等をめぐる諸状況の変化にかんがみ,母子家庭等の自立を促進するため,総合的な母子家庭等対策を推進する一環として,子育て支援の充実,就業支援の強化,扶養義務の履行の確保,児童扶養手当制度の見直し等の措置を講じた。

参考資料 5 男女共同参画に関する行政関係年表

年月日	 国の動き	年月日	国際機関,民間団体等の動き
14. 4. 2	男女共同参画会議「『配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護に関する法律』 の円滑な施行に向けた意見(その2)」 決定		
14. 6. 1 ~ 6.30	第17回「男女雇用機会均等月間」(厚生 労働省)		第27回女子差別撤廃委員会開催(ニューヨーク)(外務省)
14. 6.18	「平成13年度男女共同参画社会の形成の 状況に関する年次報告」及び「平成14 年度において講じようとする男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策」 (平成14年版男女共同参画白書) 国会提 出,公表 (内閣府)		
14. 7. 15	男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見」決定、男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策の実施状況の監視に関する平成14年度の活動方針について」決定		
14. 7.19	「パート労働の課題と対応の方向性」 (パートタイム労働研究会最終報告)公 表(厚生労働省)	14.0.5	ᄼᄀᄽᄜᄊᇢᆠᆸᄼᆎᄜᄼᄳᄜᄱ
		14. 8. 5 ~8 .23	女子差別撤廃委員会特別会期開催(ニ ユーヨーク)(外務省)
14. 9.13	「女子差別撤廃条約実施状況第5回報告」提出	0.20	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		14. 9.28 ~ 9.29	第2回APEC女性問題担当大臣会合開催
14.10. 1 ~10.30	第8回「仕事と家庭を考える月間」(厚 生労働省)	0.20	
14.10.17	男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」決定,男女共同参画会議基本問題専門調査会「女性のチャレンジ支援策について 中間まとめ」		
14.11. 1 ~11.10	第18回「パートタイム労働旬間」(厚生 労働省)		

年月日	国の動き	年月日	国際機関,民間団体等の動き
14.12. 20	男女共同参画会議影響調査専門調査会 「『ライフスタイルの選択と税制・社会 保障制度・雇用システム』に関する報 告」	14.11.28	「全国女性農業者子育て会議及び農村漁村少子化対策研究会」開催
		15. 1.13 ~ 1.31	第28回女子差別撤廃委員会開催 (ニューヨーク) (外務省)
		15. 3. 3 ~ 3.14	第47回国連婦人の地位委員会開催 (ニューヨーク) (外務省)
		15. 3. 5 ~ 3. 6	第8回「全国青年・女性漁業者交流大 会」開催(全国漁業協同組合連合会主 催)
		15 . 3. 7	第16回「農村漁村の女性の日記念行事」 開催(農林水産業関係の8つの女性団 体の主催)
15. 3. 28	「平成14年版働く女性の実情」公表(厚 生労働省)		

参考資料 6 男女共同参画会議における決定等

平成13年6月19日 「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」 ※本決定に基づき、平成13年7月6日「仕事と子育ての両 立支援策の方針について | が閣議決定されました 平成13年10月3日 「「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法 律』の円滑な施行に向けた意見| 「男女共同参画会議における監視の実施方針| 平成13年10月3日 平成13年10月3日 「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況 の監視に関する平成13年度の活動方針について | 平成14年4月2日 「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法 律』の円滑な施行に向けた意見(その2) 平成14年7月15日 「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見 | 平成14年7月15日 「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況 の監視に関する平成14年度の活動方針について | 平成14年10月17日 「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人 権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強 化に向けた意見」

参考資料 7 主な男女共同参画関係調査一覧

調査名	調査実施 年月日	調査対象	資料作成 発表年月
(内閣府関係)			
男女共同参画社会に関する世論調査	14年6~	全国20歳以上の男女5,000人	14年 9 月
	7月		
男女共同参画社会に関する国際比較調	14年8~	韓国,フィリピン,アメリカ,スウェ	15年 6 月
查	10月	ーデン、ドイツ、イギリス各国20歳以	
		上の男女約800人	
配偶者等からの暴力に関する実態調査	14年10月	全国20歳以上の男女4,500人	15年 4 月
(総務省関係)			
女性地方公務員の登用、職域拡大に向	13年4月	地方公共団体(都道府県・市町村・特	13年 9 月
けた地方公共団体の取組について		別区)	
(厚生労働省関係)			
母体保護統計報告	23年以降	各都道府県	毎年10月
	毎年実施		
女性雇用管理基本調查 13年度	13年10月	全国9大産業に属する30人以上規模の	14年 5 月
		約9,000事業所	
女性雇用管理基本調查 14年度	14年11月	全国9大産業に属する5人以上規模の	15年8月
		約10,000事業所	
家内労働実態調査	毎年10月	一定の方法により抽出した全国の委託	毎年5月
		者及び家内労働者	
家内労働概況調査	毎年10月	全国の家内労働者数,委託者数等及び,	毎年5月
		危険有害業務に従事する家内労働者	
(農林水産省関係)			
漁村女性による経済活動の取組事例	14年12月~	漁村女性(漁業協同組合の女性部等の	15年 5 月
(農林漁業現地情報)	15年1月	グループ又は個人) が行っている漁業,	
		水産物の加工・販売等の経済活動	
(人事院関係)			
女性国家公務員の採用・登用の拡大施	14年10月	各府省(31機関),特定独立行政法人	14年12月
策に関する調査		(52機関)	

⁽注) 平成14年度に実施又は公表されたものについて掲載している。

参考資料 8 各府省男女共同参画推進本部主管課一覧

府省部(局)課名	電話番号	
	代 表 直 通	
内閣府男女共同参画局総務課	(5253) 2111 内83706 (3581) 2109	
警察庁長官官房総務課	(3581) 0141 内2144 —	
防衛庁人事・教育局人事第二課	(3268) 3111 内20680 (5229) 2146	
金融庁総務企画局総務課	(3506) 6000 内3138 (3506) 6026	
総務省大臣官房企画課	(5253) 5111 内1411 (5253) 5156	
法務省大臣官房秘書課政策評価企画室	(3580) 4111 内2887 (3592) 7007	
外務省総合外交政策局国際社会協力部人権人道課	(3580) 3311 内3928 (6402) 2554	
財務省大臣官房審議官室	(3581) 4111 内5455 (3581) 7934	
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課	(5253) 4111 内3268 (3592) 1582	
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課	(5253) 1111 内7827 (3595) 2491	
農林水産省経営局女性・就農課	(3502) 8111 内4332 (3502) 6600	
経済産業省大臣官房企画課政策企画室	(3501) 1511 内2132 (3501) 0650	
国土交通省総合政策局政策課	(5253) 8111 内24225 (5253) 8256	
環境省総合環境政策局総務課	(3581) 3351 内6216 (5521) 8227	
1 本時本を終日が参口も本点	(0=01) =011	

人事院事務総局総務局参事官	(3581) 5311 内2134	(3581) 0686
---------------	-------------------	-------------